



◆ 発行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

http://nagoya-rosai.com/



ニチアス羽島工場近隣に住んでいてアスベスト被害に遭った男性2名の遺族と地域住民が羽島工場へ被害補償要請を行った後、記者会見を行いました。9/26 不二羽島文化センターで（関連記事P4に掲載）

85号目次

- ☆ 知立団地で労災相談会を開催 P2
- ★ ニチアス羽島工場元労働者3人の遺族がアスベスト被害国賠訴訟を提訴 P2~P3
- ☆ ニチアス羽島工場近隣に住んでいたアスベスト被害者に関する要望書を提出 P4
- ★ アスベストホットラインに250件を超える相談 9/30-10/1 P4~P5
- ☆ 職業がんとしての膀胱がん
～福井で第2回職業がんをなくそう集会が開催～ P5~P6
- ★ 外国人技能実習生受入れ企業による市議提訴事件の報告 P7~P8
- ☆ シャープ三重工場で働いていたSPU（フィリピン人労働者の職場組織）所属の37名への不当解雇を、9月20日、ジーエルが実質的に撤回する和解協定を締結 P8~P9
- ★ 名古屋弁護士会・綱紀委員会、原武之弁護士を懲戒相当と議決 P9~P10
- ☆ ……「生死」は「一如」か…… P10~P11
- ★ 事務局からのお知らせ P11~P12

☆知立団地で労災相談会を開催



名古屋労災職業病研究会と知立派遣村実行委員会は、8月21日（日）に知立団地内の知立市多文化共生センター『もやいこハウス』で労災相談会を行いました。この相談会には、知立派遣村実行委員会の高須優子さん高須史郎さん、社会保険労務士の榊原悟志さんや武川孝治さん、スペイン語通訳の渡辺浩さん、ポルトガル語通訳の薬師寺紀美代さんが参加してくださいました。

相談会には、工場での作業中にケガをした為、派遣会社との契約が打ち切られてしまい仕事も無く生活に困窮しているという相談や不妊治療費補助金を豊田市で受けていたが、知立市でも受けることができるかという相談等が寄せられました。

相談会に訪れた十代の姉弟を連れた女性からは、「38歳のブラジル人建設作業員の夫が、現場作業中に熱中症で倒れ、搬送先の病院で死亡してしまった。今後、二人の子供を抱えどうやって生活していけばよいか」という相談を受けました。相談員はポルトガル語通訳を交え、労災保険制度の遺族補償給付の概要、妻と18歳以下の子供に遺族年金が支給されること等について説明し、後日、女性が確実に労災保険申請出来るよう死亡診断書等の確認を行いました。

今回の反省点は、相談会にペルー、ボリビア、アルゼンチン等、スペイン語を母語とする相談者が来ず、ブラジル人相談者ばかりになってしまったことです。スペイン語での相談も受けることができるよう、宣伝に工夫をしなければならぬと考えました。

（事務局 成田 博厚）



相談会で工場での労災について相談するブラジル人男性

★ニチアス羽島工場元労働者3人の遺族がアスベスト被害国賠訴訟を提訴

ニチアス羽島工場で石綿製品の製造に従事しそれぞれ、中皮腫、肺がん、石綿肺に罹患し、お亡くなりになった元労働者3人の遺族7人が、国に計4290万円の損害賠償を求める訴訟を9月15日（木）、岐阜地裁に提起しました。最高裁は2014年に泉南アスベスト国家賠償訴訟（第1陣、第2陣）について、国の責任を認める判決を下しました。厚労省はこの判決を受けて、判決で認められた国の責任期間内（1958年5月26日～1971年4月28日）に、局所排気装置を設置すべき石綿工場で働いて、石綿関連疾患に罹患した労働者やその遺族に対し、訴訟上の和解手続きにより損害賠償を行うことを表明しました。今回、岐阜地裁に提訴された国賠訴訟は、この国の和解解決方針を踏まえたものです。

胸膜中皮腫を発症し69歳で亡くなった女性は、泉南アスベスト国家賠償訴訟最高裁判決で認められた国の責任期間内の1958年、15歳の時に1ヵ月間、臨時工として羽島工場で石綿を袋詰めする作業に従事しました。従事期間は1ヵ月間でしたが、医学的所見において乾燥肺重量1g当たり51,078本の石綿小体が計測された為、高濃度のばく露作業に従事したものと認められ労災認定されました。女性の死亡後、お連れ合いが全造船アスベストユニオンに加入しニチアスと団体交渉を行いましたが、補償を拒否された為、止むを得ず国賠の提訴に踏み切りました。



岐阜地裁に訴状提出に向かう弁護団

他の2名の被害者は、肺がんの為74歳で亡くなった男性と石綿肺の為77歳で亡くなった女性で、男性は1954年から1984年まで石綿吹き付け材や石綿保温材の製造に従事し、女性は1957年から1963年まで石綿保温材の製造に従事していました。女性のニチアスでの従事期間は6年間程でその後はアスベストにばく露しない仕事をしていましたが、2006年頃より石綿肺が徐々に悪化し始め、最終的に呼吸不全により亡くなりました。男性は労災の時効救済制度で認定され、女性は生前に労災認定されました。石綿肺で亡くなった女性の遺族は「石綿の有害性は戦前から知られていたと聞きます。国が適切な規制をしていたら、こんなことにならなかったのではないかと思います、本当に悔しくてなりません」と記者団にコメントを発表しました。

岐阜地裁での国賠提訴翌日、9月16日（金）に中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会とアスベストユニオンは羽島市内でアスベスト被害相談会・ホットラインを開催しました。新聞に折り込みチラシを入れたのと、岐阜、中日、毎日新聞各紙が前日の国賠訴訟提訴の記事と共に今回のアスベスト相談会開催の記事も掲載してくれた効果で、市民会館の会場には羽島工場で吹き付け材や石綿建材の製造に従事した方々が相談に訪れました。石綿建材の製造に従事していた男性は、「今年に入って胸水が溜まるようになり、息苦しく、行動が制限されるようになった。どうしたらよいか」と相談していました。電話相談には羽島工場元従業員で、中皮腫でお亡くなりになった男性のお連れ合いから、定年後もパートで働いた為、労災保険の給付基礎日額が低くされてしまったという相談も寄せられました。

（事務局 成田 博厚）



相談を受ける相談員

☆ニチアス羽島工場近隣に住んでいたアスベスト被害者に関する

要望書を提出

ニチアス羽島工場に近接する場所に居住し、アスベスト関連疾患で亡くなったにもかかわらず、ニチアスから補償の支払いを拒否された故田中和夫さん（中皮腫で2008年8月27日に死亡。享年62歳）と故小森瀧三郎さん（肺がんで2014年11月2日に死亡。享年77歳）の遺族、林三統さんや小川真澄さんら羽島市の地域住民、当会の古川和子会長、宇田川かほるさんは9月26日（月）、ニチアス羽島工場に石綿を飛散させていた企業として責任ある、誠意ある対応をするよう求める要請書を提出しました。羽島工場の担当者には前もって、この日要請書を持って行く事を伝えてありましたが、直接の受け取りを拒否された為、正門前守衛室の守衛さんに要請書を渡さざるを得ませんでした。要請時、守衛室前から羽島工場担当者に直接受け取れないのかと筆者が携帯電話をかけましたが、「守衛に渡しておいて下さい。後で見えておきます」という対応でした。今回の要請行動を NHK 岐阜放送局が取材し、夕方の岐阜県ニュースで要請団が守衛さんに要請書を渡すところが映し出されました。

故田中和夫さんは1959年から1963年まで、中学2年生から4年間、羽島工場から150mの所に居住し、故小森瀧三郎さんは1956年から1966年まで、高卒後10年間、羽島工場の真横で生糸を生産していた南濃紡績(株)で働き羽島工場からのアスベストにばく露しました。お二人は国の石綿健康被害救済法による認定を受けています。

要請後の記者会見で古川和子会長は、「ニチアスは自社工場近隣に住み、国の石綿健康被害救済法による認定を受けた被害者には救済金を支払う事を表明しているが、交渉になると細かい条件を持ち出す。支払いの条件を公明正大にすべき。ボールに包まれたやり方は被害者の心情を逆なでにし、人権を踏みにじる」とニチアスを批判しました。



不二羽島文化センターでの記者会見

（事務局 成田 博厚）

★アスベストホットラインに 250 件を超える相談 9/30-10/1

アスベスト被害全国ホットラインを9月30日から10月1日にかけて実施しました。相談会を兼ねた受付ポイントを札幌、埼玉、東京、静岡、大阪、高松に設け、統一のフリーダイヤル0120-117-554で相談を受け付けました。二日間で246件、その後入った20件を加えると、250件を超えた相談には、ホットライン実施を呼びかけた中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、泉南アスベストの会、大阪アスベスト弁護団、アスベスト訴訟弁護

団とよびかけに応え参加協力した各地の弁護団が対応しました。

今回のホットラインは、泉南アスベスト国賠訴訟最高裁勝訴判決(2014年10月9日、被害者一部勝訴)後に、同判決で国家賠償が認められたいわゆる泉南型の石綿被害者(1958年から1971年に石綿製造屋内作業場で石綿作業に従事して被害を受けた方々とその遺族)に対する救済が遅々として進んでいない現状を打開し、同時に、増え続ける石綿被害者すべてに対する支援を目的に行われました。



9月は、東京・岐阜・尼崎で新たな国賠訴訟が提訴され、国と建材メーカーを相手取ったいわゆる建設アスベスト大阪訴訟の控訴審第1回弁論ならびに第二陣提訴がありました。

初日の9月30日朝刊で朝日新聞大阪本社が大きな記事を掲載したことや、様々なマスコミがホットライン実施を報道したこともあり、かなりの数の相談が寄せられることになりましたが、改めて、アスベスト問題の拡がりや深さを痛感することとなりました。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会／
関西労働者安全センター事務局 片岡 明彦)

☆職業がんとしての膀胱がん

～福井で第2回職業がんをなくそう集会が開催～

2015年12月、三星化学工業(本社：東京都板橋区)の福井工場で仕事中に染料の中間体に使用され、芳香族アミンに分類される「オルトトルイジン」にばく露した複数の労働者が膀胱がんを発症したことが発覚し大きく報道されました。これまでのところ、三星化学工業福井工場では、現職の労働者5人と退職者2人が膀胱がんを発症していることが確認されている他、同社の相馬工場(福島県)で現職の労働者1人、埼玉工場で退職者1人が膀胱がんを発症していることが確認されています。福島工場の7人は福井労働基準監督署に労災保険の請求を行っており、現在、この事案を契機として厚生労働省に設けられた、「膀胱がんの労災認定に関する検討会」で業務と膀胱がん発症との間の因果関係について専門家による検討が行われており、年内には業務上外、労災認定が出来るか否かの判断が下されることが予想されています。福井工場の被災者を支援している化学一般関西地方本部によると、相馬、埼玉工場の2人の被災者については会社が情報を出さないため、労災保険の請求をしたか否かはまだ未確認ということです。

10月15日(土)から16日(日)の二日間、三星化学工業での膀胱がん集団発症事件を受け、福井県の三国社会福祉センターで「第2回職業がんをなくそう集会」(主催：職業がんをなくす患者と家族の会)が行われました。15日には今回の三星化学工業での膀胱がん発症事件の報告が行われた他、大阪のオフセット印刷工場で発生した胆管がん集団発症事件、染料製造の中間体であるベンジジン製造に従事して膀胱がんを発症した労働者の労働争

議、銅パイプの洗浄にトリクロロエチレンを使用していた労働者が腸管囊腫様気腫症を発症し、全国で2例目の労災認定になった兵庫県の事例、ヨーグルト容器殺菌工程で過酸化水素水を使用していたことにより気管支喘息を発症した労災事例や自転車工場でホークの汚れ落としにノルマルヘキサンを使用していた労働者が、重い頭重感や皮膚荒れを発症し労災請求したところ認定された事例等の報告が行われ、参加者の間で活発な意見交換が行われました。

16日には三星化学工業福井工場の被災者の主治医である福井大学医学部泌尿器科の伊藤秀明准教授の講演が行われました。講演で伊藤准教授は「膀胱がんの発症因子は喫煙の他、染料の中間体に用いられるベンジジン、β-ナフチルアミン等へのばく露があり、発症時の症状としては、間欠的、無症候性血尿があります。膀胱がんの検査としては、尿細胞診断もありますが膀胱内視鏡検査が必須です。検査は内視鏡をデリケートな尿管に通して行うので痛みを伴うことがあります。膀胱内の腫瘍の切除は筋肉に浸潤していない場合は尿道から切除鏡を膀胱に入れ、切除鏡の先の切除ループに腫瘍を引っかけて焼き切る手術（経尿道的膀胱腫瘍切除術）を行います。筋肉に腫瘍が浸潤している場合は、抗がん剤治療、放射線治療、膀胱を全摘出し腎臓からの尿管をストーマ（人工膀胱）に繋ぐ手術等を行います。戦後復興期の1950年代にベンジジン、β-ナフタルアミンの生産が増え、1950年代後半より職業性膀胱がんの発症の多発が始まりました。1972年に労働安全衛生法の制定により、ベンジジンやβ-ナフタルアミンの使用が全面禁止されたものの、その後も発症者数は増え続けました。ベンジジン、β-ナフタルアミンばく露による膀胱がんは、ばく露期間の長短には関係無く発症し、ばく露期間の長短は潜伏期間と関係はありません。潜伏期間は世界的には15年から20年と言われていますが、日本の平均潜伏期間は16年です。1997年以降、ベンジジンやβ-ナフタルアミンばく露による新規の膀胱がん発症は確認されていませんでしたが、今回、三星化学工業福井工場でオルトトルイジンばく露による40代から70代の男性7人の膀胱がん発症が発覚し、職業性発がんがまだ終息していないことが明らかになりました。7人の労災保険請求後に行なわれた労働安全衛生総合研究所による過去の作業の再現調査では、ゴム手袋に付着していたオルトトルイジンの量と就業前後の尿中オルトトルイジンの増加量に関連が有ることが分かり、作業に使用したゴム手袋をオルトトルイジンを含む有機溶剤で洗浄していたことも分かりました。この調査は、汚染されたゴム手袋を何度も再使用したことによりオルトトルイジンに労働者が経皮ばく露したと結論づけました」と話しました。

伊藤准教授の講演の後、小グループに分かれての分散会が行われ、参加者同士の意見交換が行われました。筆者の入ったグループには三星化学工業で現在も働き続けている膀胱がんを発症していない労働者が参加していて、この男性労働者から福井工場内での生々しい作業の様子を聞くことが出来ました。この労働者によると、液体のオルトトルイジンを含む有機溶剤と混合し乾燥させた後、袋に入った粉体を扱う作業をする時は、オルトトルイジンを含む粉を全身に浴び真っ白になるという事で、経皮ばく露したと結論づけた労働安全衛生総合研究所の調査結果以上に酷い現場実態があることを知ることができました。

（事務局 成田 博厚）



伊藤秀明准教授

★外国人技能実習生受入れ企業による市議提訴事件の報告



9月30日（金）午後、名古屋地裁岡崎支部で第1回口頭弁論が開かれた民事損害賠償請求事件の報告です。

企業が市議を訴えた事件ですが、背景には技能実習生問題が深くかかわっており、さらに最近よく聞く「スラップ訴訟」の問題や、議会発言に関する言論への圧力の問題も論点になるようですので継続してとりあげていくつもりです。

事件の概略：原告株式会社丸三金属（安城市）が、被告安城市議会議員石川つばさ氏の議会発言について「発言内容は虚偽であり名誉を傷つけられた」として1,000万円の損害賠償と新聞への謝罪広告掲載を被告に求めたものです。

事件の発端は、平成28年3月の安城市議会で、石川議員が「丸三金属が、従業員の給与支払報告書に架空の扶養家族の名前を記入する事で扶養控除を余分に受け、市の正確な税額計算を妨げている。」との趣旨の発言をしたことから始まりました。

ここで少し説明します。市県民税は会社が給料から天引きし（特別徴収といいます。）それを会社が市ごとにまとめて各市に納付します。この税額は、会社が各社員ごとに前年支払った給与の総額や社会保険料などを記載した給与支払報告書（源泉徴収票のこと）を税務署経由で市役所に提出します。

これには扶養家族の数や名前も記載するのですが、丸三金属は扶養家族に関して事実と異なる記載をしていた、という指摘です。中国人技能実習生の分で、亡くなっている祖父母を記載して余分に扶養控除を受けさせ、市税が適正に徴収されなくしていた、という指摘が議員の発言の趣旨です。丸三金属はこの発言の影響で社会的信用の低下ほか種々損害を受けたとして訴えたのです。

第1回公判で裁判長から、原告丸三金属（会社は欠席）に対し、主張の中身について、議会内での発言と議会外でのこと（支援者への報告など）は性質が違うので、それぞれを分けし特定して評価した書面を次回までに出すよう求めました。これは、議員の議会内での自由な発言の保障との兼ね合いが論点になるからなのでしょう。

石川議員は、発言内容が真実であるか否かが争点であり、物証の積み上げにより自ずと証明されるものであると支援者に話しました。

さて、ここからが事件の背景、技能実習生問題です・・・。

外国人技能実習生は通常、小企業が集まった監理団体が受入れ、会員企業が実習を実施する形、つまり各企業が個別に雇用契約を結び実習生を就労させ、管理団体が企業を指導するというタテマエです。他方今回の丸三金属は、企業単独型といって、海外の子会社が現地（中国・天津）で採用した労働者を本社が受入れて実習する形（在留資格は「技能実習Ⅱ」）。団体型はⅠ。）です。監理団体の指導というチェックがないリスクはありますが、本社子会社間の移動と訓練ですから、中間搾取や人身売買など技能実習制度でいつも指摘される問題のリスクは低いと考えられます。

しかし、丸三金属の技能実習生たちが彼らの親族や西尾ユニオンに相談した内容はかなり問題の多いものでした。

最初の相談は、中国人ブローカーが、「年金の脱退一時金相当額30万円を先に渡せ」と言ってきたことが発端でした。この中国人ブローカーは、丸三金属社員として実習生に關す

る総務業務をすべて任されていたようです。実習生によれば、そのブローカーが、実習生たちのパスポート、預金通帳、印鑑をすべて預かり、毎月の給料日は給与明細書も交付されず、生活費の1万程度を手渡しされるだけで、所定時間も残業時間も何時間分、いくらか分からない、というものでした。

十数年前、まだ技能研修生が労働基準法の労働者ではないとされて、書類が何も無い、何も分からない、あの悲惨な時代の奴隷的扱いが、形を変えて自動車産業界で行われていたということです。

詳細は次稿に記しますが、丸三金属の社長は西尾ユニオンと一度も交渉することなく、また、給料はすべて中国人ブローカーに支払っており会社に責任はない、と主張しているそうです。

問題の給与支払報告書についても、丸三金属は中国人ブローカーが事後に、実習生たちの知らないうちに「修正」したので、問題ない、と主張しています。

なお、丸三金属は実習生の親族に対して、その中国人ブローカーは行方不明で何も分からないと説明しているそうです。

注)・事件番号平成28(ワ)455号。長谷川恭弘裁判長。原告株式会社丸三金属代理人浅見隆行弁護士。被告安城市議会議員石川翼代理人神谷明文弁護士。

・「スラップ訴訟」とは一般的には「強者が弱者に対して恫喝・発言封じを目的に起こす嫌がらせ訴訟」と言われ、最近では企業が地域ユニオンの活動を名誉棄損などで訴えるケースが多い。

・「脱退一時金」とは、公的年金の制度で、技能実習生が帰国して本国から日本年金機構に請求すると、いままで給料から徴収されていた厚生年金保険料がほぼ返金されます。3年で30万円程度。

次回公判期日は11月25日(金)13時15分から、岡崎地裁です。

(労職研運営委員 榊原 悟志)

☆シャープ三重工場で働いていたSPU(フィリピン人労働者の職場組織)

所属の37名への不当解雇を、

9月20日、ジーエルが実質的に撤回する和解協定を締結



経営破綻回避のため鴻海の傘下に入ったシャープだが、三重県には一世を風靡した液晶テレビの亀山モデルを製造していた亀山工場と共に三重工場がある。

亀山工場ではブラジル人を始めとした南米出身の日系人労働者が大勢働き、三重工場では三次下請け会社ジーエル(中川正美社長)でフィリピン人労働者が大勢働いている。

ジーエルは請負会社を装っているが、実態は違法派遣の偽装請負で、ピノイの労働者の大半は2ヶ月という短期の雇用契約を反復更新し、中には10年以上も更新を繰り返している労働者もいたが、社会保険も有給休暇も適用外とされていた。

その三重工場の劣悪な労働条件の下、ユニオンみえの職場組織シャープピノイユニティ(以下、SPU)を結成し、フィリピン人労働者の300名中200名近くが結集した。団交を重ね、社会保険加入、有給休暇獲得など、多くの成果を上げた。

その後、ジーエルは、シャープの業績悪化による減産を口実に、4勤2休から2勤2休への勤務シフト変更を通告してきたが、ユニオンは、労働条件の一方的切り下げを許さない闘いをストライキも含めて取り組み、2勤2休化を阻止した。

2015年6月1日、突然、85名の希望退職の募集を発表し、7月7日には、さらに70名の希望退職を募集したが、応募者はジーエルの予定人員を大幅に下回った。なお、応じた非被組合員に対して、ジーエルは退職しないよう説得をしていたのである。

それだけではない。SPU結成後積み上げてきた労働協約の全てを一方的に失効させると宣言し、団体交渉にも責任ある人物は一切出席せず、不誠実団交を繰り返した。この背景には、労務政策の変更があり、組合と協調的な弁護士を敵対的な弁護士に代えている。7月31日、50名（内39名が組合員）の労働者に指名解雇を予告してきた。減産対策を口実とした狙い撃ち＝不当な組合潰しである。三重県やフィリピン大使館の労働担当部署の協力も得て、ジーエルに解雇撤回を求めたが、8月31日、指名解雇は強行された。



ユニオンは、シャープ三重工場、ジーエル本社、中川社長宅周辺での就労闘争、街宣活動、集会、デモを繰り返し、関西テレビの特集番組で報道されたこともあった。

10月27日、解雇されたSPU39名の内の3名が代表して地位確認仮処分申立を行い、16年3月14日、津地裁は、SPUの3名の組合員の地位を認め、ジーエルに対し「3月より一審判決日までの間、100%の賃金支払を命じる」仮処分決定を下した。

4月14日には、SPUの37名が本訴（地位確認等請求訴訟）を起こした。7月21日に第1回の審尋があり、津地裁で一番広い法廷は傍聴者で埋めつくされた。ユニオンの闘いは確実にジーエルを追い詰めていった。その結果、急転直下、闘争終結の日を迎える。

9月12日、中川社長の全権委任を受けた某氏がユニオンみえに来訪し、会社側の非を全面的に認め、和解して欲しい旨、申し入れてきたのである。

9月20日、ユニオンみえ会議室において、ユニオン側の代理人小貫弁護士同席の下、ジーエル（某氏と専務）とユニオンとの和解協議を行い、①希望する労働者は全員職場に戻す。②7月の労働協約を失効させるとした会社の通告を取り消し、正常な労使関係を回復する。③解雇された労働者とユニオンに解決金を払う。④解決金の支払い確認後、地位確認等請求訴訟を取り下げる。一ことに合意し、和解協定書を締結した。

（和解内容の詳細は、和解協定に口外禁止条項が含まれているためご容赦下さい。ご支援ありがとうございました。）

（ユニオンみえ 執行委員長 塩田 至）

★名古屋弁護士会・綱紀委員会、原武之弁護士を懲戒相当と議決

ユニオンみえ書記長の広岡法浄氏が昨年11月に名古屋弁護士会に同会所属の原武之弁護士の懲戒を求めていた件で、本年8月25日、同会・綱紀委員会第2部会が原武之弁護士が2012年12月に組合つぶしをはかる干渉行為を行ったことに対し、労組法7条に違反する支配介入行為と事実認定し、「会社のおかれた状況や関係者らの言動・態様を十分に参酌し

ても、弁護士職務基本規定1条、5条に違反し、弁護士法56条1項に該当する弁護士の品位を失わせるものと認められる。」として、「懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする。」と議決した。

同部会はこの議決を9月23日、懲戒を申し立てた広岡氏に通知した。

原武之弁護士はユニオンのホームページなどにバナー広告を出して経営者にユニオン対策を売り込み、ユニオンみえや名古屋ふれあいユニオン、岐阜一般などが会社に組合加入を通告し、団交を申し入れると会社側の弁護士として登場し、露骨な支配介入行為を指南するのみならず、自ら先頭に立って違法な組合つぶしの行動を行ってきた。目に余るものであった。最近では伊賀市の伊藤精工の代理人として、会社側の人間を一切出席させず、団交拒否・不誠実団交を繰り返している。

原武之弁護士の目に余る行為をこれ以上野放しにできないと、広岡氏が個人の立場で原弁護士の懲戒を名古屋弁護士会に申し立てていた。申し立てからおよそ10ヶ月、ようやく、議決が出された。

原武之弁護士の非行は多々あるが、確実な証拠を出せる事案はそう多くない。広岡氏が申し立てた事案は、原武之弁護士がユニオンみえの都築工業ユニットを、組織の要になっていた3人の組合員に3000万円ないし5000万円の金を支払う代わりに解散させたもので、原武之弁護士が自筆で書いた脱退用紙に27名の組合員の署名をさせ、署名した脱退用紙を原弁護士のところに持ってこさせ、原弁護士の弁護士事務所からユニオンみえにFAXし、さらに自ら組合事務所を訪れて広岡書記長に集めた脱退用紙とユニットの解散届けを手渡そうとした。あからさまな不当労働行為であった。脱退届けの筆跡が別件で取った原弁護士の筆跡と瓜二つで原弁護士の自筆であることが明らかになり、さらに、介入を受けて脱退届けを集めた張本人が裏取引した際の和解文書を組合に提出し、原弁護士が行った行為を陳述書に書いて提出したことが決定打となり、この度の議決となった。

原武之弁護士はじめ、弁護士が違法な組合つぶしを行わないよう、名古屋弁護士会が本議決に基づき、原武之弁護士に対し長期の業務停止以上の懲戒を行うことを期待する。

(ユニオンみえ 広報部)

☆・・・「^{しょうじ}生死」は「^{いちによ}一如」か・・・

10月3日月曜日、午前6時前に目が覚め、南の掃出し窓の障子を開けた。雲は厚かったがまだ雨は降っていない。便所の後、洗面所でコップの水を含みうがいをし、吐き出す。途端にオエツとなる。だが何も出ない。空嘔吐である。中皮腫を発症し右側の肺と胸膜の摘出手術から4年経過したが、空嘔吐は未だに続いている。以前ほどではないがやはり苦しい。

このところ雨が続きほとんど散歩をしていなかったのが今朝はしようと思い、トレーナーに首タオルをし、野球帽をかぶり運動靴を履き玄関を出た。暑くはないがムツとする湿気に襲われた。

10分ほど歩いた所に夢逢橋という跨線橋がある。跨線橋はPCコンクリート製で全長は約300m、全幅は約25m。片側2車線とガードレールで仕切られた歩道は幅約2.5m。150mの中間点の高さは約10m。中間点の下は2車線の鉄道が走っている。

この跨線橋の向こう側を折り返し点とするのが散歩のコース。時間は約35~40分。

跨線橋の登り口が見えた時、赤色灯を回転させた軽自動車のパトカーが1台停まっていた。

こんな朝早くから何だろうと思ひながら登り口に差し掛かった時、けたたましいサイレンの音と共にクラウンのパトカーが乗り付けた。そして2名の警官が飛び出してきて目の前を物凄い勢いで坂を駆け上っていった。私は亀の様な足取りで警官の後に続いた。登り口から80m辺りで一人の警官が歩道のコンクリートの手摺を乗り越えた。もう一人は歩道側から声を掛けている。私はその地点を5mほど通り過ぎ警官たちの動きを坂上から見つめた。

「やめろ！馬鹿なことはやめろ！」。警官たちが繰り返し叫んでいる。目を凝らすと、手摺を乗り越えた警官の下にもう一人警官が見えた。軽パトの警官だ。白っぽい服に少し茶色がかった髪の毛の女性を軽パトの警官は鬼の形相で押さえ込む様な形で抱き締めていた。手摺を乗り越えた警官は裸足の女性のふくらはぎをバタつかせないように押さえ込んでいる。そして歩道の警官に、「消防！レスキュー！」と顔だけ振り向いて怒鳴っている。

橋脚の高さは約7m。約1・2m角の所で3人が折り重なっている。今にも落ちそうだ。

消防車でレスキュー隊員が到着。救急車も一緒だ。レスキュー隊員が折り重なっている警官に「安全帯を巻き付けてください！」と指示を出す。レスキュー隊員が乗り越えて行ける隙間は残っていない。足を押さえていた警官が安全帯で足を締め付けた。それから女性の腹にもう一つの安全帯を巻き、フックの方を歩道のレスキュー隊員たちに渡した。やがてわめき散らしバタついていた女性がぐったりとして静かになった。折り重なっていた警官たちが女性を抱きかかえ押し上げる。レスキュー隊員たちが手摺の内側に女性を引き上げた。

すると一人の男性が駆け寄った。女性の髪の毛を整えるように撫でながら耳元で囁いている。男性の顔はくしゃくしゃに歪んでいる。折り重なっていた警官たちが歩道に上って来た。二人は手を握り合っている。鬼の形相がゆるんでホッとしているのが見て取れた。

女性と男性は50歳代に見えた。二人が救急隊員に先導され乗り込むと救急車はサイレンを響かせて病院へと向かった。軽自動車のパトカーが後に続いた。

二人の間に何かあったのか？それとも女性に何かあったのか？詳細は分からない。人それぞれに様々な人生があるとは思うけれど命は大切にしたい。一日でも長く生きていたいと頑張っている私のような癌患者は大勢いるのですよ。帰り道涙が止まらなかった。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会会員 橋本 貞章)

★事務局からのお知らせ



★宇田川さんの学校アスベスト裁判判決日時が決まりました！

日時：11月16日（水）13：10

場所：名古屋地方裁判所 1103 法廷

◇集合時間・場所 12時40分に裁判所前にお集まりください

※先日お知らせしましたが、裁判所からの突然の連絡により裁判判決日が延期となり、皆様にご迷惑をお掛けしましたことお詫び申し上げます。新たに判決日時が決まりましたので、皆様の傍聴をよろしくお願いいたします。

★書籍紹介 長寿大国日本と「下流老人」

チラシを同封いたしました。森亮太労職研代表が初めて書いた本“長寿大国日本と「下流老人」”が幻冬舎から発売されました。是非ご一読ください。ご注文はお近くの書店で予約して頂くか労職研にご予約下さい。労職研にご注文の場合、希望者にサインを入れてお送りします。

労職研にご注文の場合
 価格 1,000円
 (税込、送料込)



 **労職研の活動**



9月		10月	
1日	名古屋労職研事務局会議	1日	全国一斉アスベスト国賠ホットライン
2日	アスベストユニオン会議	4日	東海在日外国人支援ネットワーク会議
3日	松本アスベスト被害相談会	8日	羽島アスベスト調査委員会
5日	クレーンオペレーター蒲さんの労災裁判傍聴	13日	名古屋労職研事務局会議
8日	三宮さんの軽度外傷性脳損傷損害賠償裁判傍聴	14日	全国安全センタースカイプ会議
13日	メンタルヘルス・ハラスメント対策局例会	15日 ～ 16日	職業がんをなくそう集会 in 福井
15日	羽島アスベスト健康被害国賠裁判提訴&記者会見	19日	労災診療費算定実務研修会
16日	羽島アスベスト被害相談会・ホットライン	20日	浜松アスベスト被害相談会記者レク
25日	ユニオンみえ第59回定期大会	27日	名古屋労職研事務局会議
26日	羽島市アスベスト環境被害者の要請と記者会見	29日	浜松アスベスト被害相談会・ホットライン
29日	名古屋労職研事務局会議		
30日	全国一斉アスベスト国賠ホットライン		

【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 口座番号 00860-5-96923
 加入者 名古屋労災職業病研究会

発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

http://nagoya-rosai.com/